

平成26年度 第2回愛知県障害者自立支援協議会 議事録

平成27年2月5日（木）

愛知県障害者自立支援協議会

平成26年度 第2回愛知県障害者自立支援協議会 議事録

1 日 時

平成27年2月5日（木） 午後2時から午後4時20分まで

2 場 所

愛知県三の丸庁舎 8階 大会議室

3 出席者

伊藤整一 委員、梅村仁志 委員、加藤香 委員、川上雅也 委員、長谷川友慎 委員
代理（木村剛 委員）、小島一郎 委員、鈴木孝光 委員、瀬尾國治 委員、高橋脩 委員、
高柳進一 委員、坪井重博 委員、手嶋雅史 委員、廣田祥久 委員、三浦美智子
委員、三宅和人 委員 15名

（事務局）

障害福祉課長ほか

（傍聴者）

0名

4 開 会

<障害福祉課長あいさつ>

<委員紹介>

<資料確認>

5 会長あいさつ

本日は、お忙しい中、愛知県障害者自立支援協議会に御出席いただき、ありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、この協議会が愛知県における障害のある方々の相談支援体制等をより良くしていくために協議を行う場であるとの趣旨を御理解いただいた上で、御遠慮なくお考えをおっしゃっていただきまして、会議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。

一言申し上げますけれども、わが国では障害者関連の法整備が一通り終わりました。そして、来年4月に施行されます、障害者差別解消法の施行をもって、本格実施される時期となりました。そういう点では、本格的な共生社会に向けての節目の入り口に立っているのではないかと思います。

そういう大事な時期でのこういう会議であります。ここにおられる事務局を含めま

して、皆様方が、愛知県の障害者施策の中心メンバーだと私は認識しております。是非、愛知県が障害のある方々にとって幸せな県となりますよう、御尽力くださいますよう、お願いいたします。

さて、本日の会議の内容は、先ほど、課長さんからお話がありましたように、議題が2件、報告事項が6件であります。今日の会議は今年度最後の会議ということでありまして、PDCAサイクルで言いますと、Cにあたります。今年度の事業を評価して、そして来年度に向けて、改善を図るといふ、重要な節目の会議でもあります。是非、この点も御理解いただきまして、短い時間ではありますが、活発な御討議をお願いしたいと思います。

6 議 事

議題（1）愛知県障害者自立支援協議会の専門部会活動状況等について ア 地域生活移行推進部会の活動状況について

資料1 地域生活移行推進部会活動状況等報告

高橋会長

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議題1、愛知県障害者自立支援協議会の専門部会活動状況等について、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、最初に両部会のうちの地域生活移行推進部会、三宅部会長のほうから御説明お願ひします。

〔地域生活移行推進部会長説明〕

三宅委員

社会福祉法人愛光園の三宅と申します。

地域生活移行推進部会の今年度のまとめを皆さんにお知らせします。

お手元の資料の1を御用意ください。資料をもとに説明したいと思ひます。

地域生活移行推進部会は今年度については、もう既にお伝えしておりますように、グループホームの整備促進支援制度について、検討をしてきました。その検討結果、実施結果を資料1のほうにまとめてあります。まずは、6つの項目に分けて御説明をしたいと思ひます。

支援コーディネーターによるサポートについて。促進支援制度を機能させるためには、中核を担っていただく人材がとても重要となります。そこで、支援コーディネーターという役割の方を配置し、前年度の末時点では尾張部に3名、三河部に3名との配置をしておりましたけれども、今年度は3名の支援コーディネーターを加えて、計

9名の方に支援をお願いしました。人数につきましては、来年度はさらに、尾張部のコーディネーターとして1名を迎え入れて、10名体制で実施する予定をしております。

今年度は、開設・運営の説明会、見学会、相談会を企画するにあたって、支援コーディネーターとの打合せ会を3回実施していただきましたけれども、来年度は支援コーディネーター会議と位置づけて、実施していきたいと思っています。部会への報告を楽しみにしているところです。

次には、開設・運営説明会、見学会、相談会の実施について。グループホームを新規に開設したいという方を対象とした、説明会、見学会、相談会を実施しました。

6月には開設・運営説明会を尾張、三河部でそれぞれ実施しました。合計270名の方に参加いただき、午前の部、午後の部と分けながら実施されましたけれども、会場は人いっぱい、熱気をととても感じる、皆さんがグループホームを開設したいという熱い熱意を感じる説明会だったなあとと思っています。基本的な部分に焦点をあてて、グループホームの概要とか、開設の手続き、マニュアルなどを活用した説明会を行いました。

その後、見学会を10月に開催しました。障害特性に配慮した居宅の造りの見学といったハード面の理解に重きをおきました。本当のグループホームを見学していただいた訳ですが、私も一回、同行いたしましたけれども、参加された方は、本当に熱心に、担当の世話人にいろんな質問をされていました。ここでも、皆さんの本気だなあという意欲を感じた訳です。グループホーム見学会と合わせて支援風景を写したビデオの視聴といったソフト面での説明を実施しました。合計2部構成になりますが、グループホーム見学会には80名、ビデオ上映会には73名の方が、参加されていました。

最後に、相談会は1月に開催されましたけれども、グループ相談形式で行いました。グループを3つに分けて、資金・収支計画のこと、2つ目が職員のシフトについて、3つ目が世話人の募集方法について、3つに分けて相談に対応し、14名の方に参加いただき、それぞれに質問をして、問題解決にあたったと思っています。このときの様子はQ&Aとして、今後まとめていただけるようなので、この点も楽しみにしているところです。

次に課題となっておりました公営住宅の活用についてですが、今年度取り組めたところでは、障害福祉課が事業者に対して、事前調整制度を立ち上げて積極活用をお願いするところです。県営住宅管理室が定めた普通県営住宅の空き室利用にかかる事前調整制度が、障害福祉課ホームページに、これは27年1月から周知がされております。開設・運営説明会、見学会、相談会の参加者に対しては、活用をお願いしていきます。そのスキームとしては書かれているとおりのところであります。

次が既存の戸建て住宅の活用について、一定の防火・避難対策の実施による適用規

定の緩和策。平成26年11月には緩和策を活用した初のグループホームが開設されたとのことです。この他にも相談等がされているようで、ますますこのことについては、関心が深まっているのではないかなと思っています。参考までに、開設された2ホームについては、下記のような常滑市にある社会福祉法人常滑市社会福祉協議会が設置されたなかいホーム、NPO法人ハートネット西尾さんが開設されたせせらぎ花ノ木、2ホームについてです。なかいホームについては、従来の寄宿舎を適用すると、200万円の費用がかかるところが、緩和策を活用したことで、70万円で済んだと。せせらぎ花ノ木さんについては、200万のところ20万で済んだと。これは、とても効果のある緩和策だったなあとこんなふうに思っています。

次がグループホーム制度の普及、啓発について。今年度、計画、実施検討いたしましたグループホーム整備促進支援制度が、第4期障害福祉計画においても、継続の取組として、記載されたので、また、向こう3年間においては、この制度を使ってグループホームが整備されて行くのではないかと思います。新たに、今年度は新規希望者を対象に行ってきましたが、今後は、既にグループホームを運営している事業者の増設支援。グループホームが1箇所、6人のグループホームが1箇所という運営では、かなり運営が厳しいので、複数のグループホームが運営できるようなノウハウをお伝えしながら、広がっていければなと思っています。

また、なかなか進まない精神障害者向けグループホームの開設希望者に対しても支援を広げていきたいと思っています。

最後に地域での取組促進。地域アドバイザーを通じた市町村協議会等への働きかけについて、地域アドバイザーが市町村協議会から計5回の支援コーディネーターの派遣依頼がありました。市町村協議会が中心となっているグループホームの開設促進を目的とした研修会講師や、圏域のグループホーム事業所連絡会議のオブザーバーとして派遣を行いました。このことについても引き続き、コーディネーターの派遣をすることで、ひいては、グループホーム連絡会議といった会議の立ち上げができればと思っています。以上が一枚目の資料についての説明であります。

一枚めくっていただくと、グループホーム整備促進支援制度に係る体制概念図の案になります。地域生活移行推進部会、支援コーディネーター会議、地域アドバイザー、そして、グループホームの新規開設希望者と、大きく4つの見出しがついておりますけれども、地域生活移行推進部会の役割としては、制度の評価、支援コーディネーターへのフィードバック等、制度の見直し、方向性の決定といったそんな役割を持っています。

支援コーディネーター会議については、実際の支援について活動をやっていただきます。地域アドバイザーについては、地域ニーズの吸い上げから周知をお願いし、最終的には開設後のモニタリングをやっていただく予定にしています。地域アドバイザーが、地域のニーズを拾い、ニーズに対して、支援コーディネーターが説明会、見

学会、相談会などを開催していきます。これらの動きが地域生活移行推進部会に報告され、今後の方向性が検討されたり、制度の評価がされていく、そんなPDCAサイクルを考えております。

前回の本会議で、話題になりました質の評価について、検討を行いましたけれども、たくさんのホームを一様に評価することがなかなか難しく、実際できることで検討していただいた結果、地域アドバイザーのモニタリング、チェックとかそんな方法ではなく、地域アドバイザーと各ホームとの懇談会とか、相談会とか、訪問していただいて、話を聞き取っていただくとか、そんなことをしていただいて、評価、モニタリングをしていただく予定にしております。その報告を受け、また、評価をしていきたいというふうに考えております。

追加資料のA4の資料については、次年度の検討テーマを記載しております。次年度は3点について検討をしていこうと考えております。

精神障害者の地域移行・地域定着支援について、保健・医療分野と福祉分野の連携の推進策などを検討します。

地域生活支援拠点について、地域移行・地域定着の受け皿として、また、地域の障害者の重度化、高齢化を視野に、そのあり方などを検討します。

そして、今年度のグループホーム整備促進支援制度について、実施状況を踏まえて、より効果的な実施を図っていきたいと思っております。

それぞれの課題については、まだ、ボリューム等については、決めきれれておりませんが、今後について、ボリューム等も考えながら、2点について、来年度、検討したいというふうに思っています。以上で、部会の報告とさせていただきます。

高橋会長

ありがとうございました。

今年度の取組の報告と、それから県のレベルでの推進体制、そして来年度の重点取組課題について、順を追って御説明いただきました。

この点について、皆さまの方から何か御質問とか、是非、こうしたら良いのではないかと、御意見を伺えればと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

非常にがんばっていただいたなと思っております。

どうぞ。

梅村委員

梅村です。本当に、相談会、見学会をやっていただいて、270名の方が説明会に参加いただいたというのは、非常に有難いことです。これはやりたいんだな、またやらなくてはいけないんだなという意識を感じるんですね。

ただ、その中でちょっとお尋ねしたいのは、ここで出た課題というのが、多分、資

金とか収支、どういうふうに職員を配置したらいいんだろうとか、世話人の募集方法とかの相談会であったかと思うんですけども、もう一つ、欠けているというのは、地域の人たちに対して、例えば反対運動というのは、運動までは行かなくても、例えば反対の声はなかったのかとか、見学者や、開設希望者の人とかに、そういう質問はなかったのかということ。

まあ、そういうのがあった場合にどのように地域に対して働きかけていくかという議論がなされたのか。また、今後、必要と感じているのかということをお聞きしたいなと思います。

三宅委員

事前の質問用紙によって3つに分けているので、部分的にはそんな質問もあったかもしれないけれども、今回については、3つの課題に分けての相談会になりました。今後について、このような質問がたくさん出てくれば、今度はやっていくことになると思います。

梅村委員

相談会や見学会の中では、特にそういう声はなかったのですか。心配の声とか。

三宅委員

特にあがっていなかったと思います。

立花課長補佐

障害福祉課の立花です。

特にそういった面でのお話はなかったです。つい先日なんですけれども、第4回地域生活移行推進部会を開いたときに、オブザーバーという形で精神保健福祉士協会の池戸さんに御出席いただきまして、その中で、やはり、最初にホームを立ち上げようという方は、地域の方たちの反対運動に遭うことを想定していない方もいらっしゃるのでは、そういうことは説明していかなければいけないですよという御意見をいただいています。

先ほど、三宅部会長もおっしゃられたとおり、今後、そういった話も含めながら、特に来年度は、精神障害者を対象にしたグループホーム等を内容に含めて行きたいと考えておりますので、そこは課題として取り組んでいかなければいけないと思っております。

梅村委員

ありがとうございます。

高橋会長

重要なテーマかなと思います。

差別解消法についての説明も後であるかと思いますがけれども、それとも関連しますよね。

他に何かございませんでしょうか。どうぞ。

加藤委員

加藤です。

今の梅村さんの話でちょっと補足という形なんですけど、昨年度、うちの息子が通う生活介護の建て替え、移転という話がありまして、やはり、そこで、同じように地域の方からのいろいろな反対運動というのがあって、法人の理事長さんを含め、いろいろな人が総出をして、地域と何回も交渉をして、内覧会も開いて、そういう形で半年くらい掛けて、半年遅れて移転という形に漕ぎ着けたということがありました。やはり、その部分というのは、すごく大事だなと思います。

もちろん職員さんたちががんばるというのもすごく大事なんですけれども、何かあったときに、地域の方たちに助けていただくというのが大事だと思いますし、万が一災害が起こったときというところが、一番のポイントになるのではないかと思います。ですので、地域の方の、お食事作るだけのパートさんを地域の方から募集することだとか、そういう形で少しずつ地域の方の力を借りるということも、何かアイデアというものがあれば、そういうことも含めながら同時進行していただけると、すごく大きな仕掛けが一つできるんじゃないかなという、私は個人的にはそう思います。

実際、うちの近くの入所施設のボイラー事故みたいなものがあったのですけれども、地域の人たちが、私を含めて、みんなそこに走ってきて、50人くらい、うわーっと集まっていたんですけれども、結局、ボイラーの噴射ミスという形だったので、大事には至らなかったのですけれども、そのときにすごく私は、災害のとき、通常よりも、災害のときのために、前もってやっておくことは必要かなって思いますので、意見として述べさせていただきます。

高橋会長

ありがとうございました。その辺のところも取り入れて、来年の活動に反映していただければと思います。地域啓発ですね。お願いいたします。

はい。どうぞ。

三浦委員

育成会の三浦でございます。

私どものほうも最初のホームの移転の時に地域の反対がありまして、住民説明会を4回くらい開いたんですが、なかなかオーケーが出ない。最終的には市役所の部長さんが、問題になったときは、私どももテーブルに着きますということをお願いしていたんです。それで住民の方が納得をしてくださって、そこで10年近くになるんですが、何も問題ありません。

やはり、私どもの力だけでは、地域の方はホームの建設に、どこか不安を持っていらっしゃる。それで、公的な機関が、役所の人に来て、問題になったときは、私どももテーブルに着きますって言うてくださったものですから、やはり、こういったことを進めて行くには、そういった力が必要かなって思います。以上です。

高橋会長

住民理解を得るためのノウハウの蓄積も大事ということかなと思います。他にありませんでしょうか。どうぞ。

高柳委員

精神の高柳と申します。

一生懸命やっただいてありがとうございます。

住居の重要性というのは、住居が第一歩、社会生活に移っていくための第一歩だということは、先進国、他の国でも言われていることですがけれども、私、グループホームのことをやっただいて、地域移行というのは、それだけではないよというのを前に申し上げたような気がするんです。

来年度、精神障害者の地域移行とグループホームのことと、両方、両立させていていただいきたい訳です。精神障害者の今、現状に、医療界の問題もありまして、複雑な難しい問題があるかと思っています。腰をすえてお願いしたいということを申し上げます。

高橋会長

ありがとうございました。

来年度の重点取組の中にも、精神障害のある方への地域移行がとりあげられています。

坪井委員。何かこの点について、精神科医の立場から何かありませんでしょうか。

坪井委員

長期に入院されている患者さんであるとか、高齢の御家庭でケアされている患者さんのどういう生活をされていらっしゃるのかということが、非常に大きな課題になっておりまして、病院の中で働く精神科医としては、今後も、この10年、20年、

2025年問題というものもありますけれども、受け止めて、対応していかななくてはならない問題だとは思っております。

ただ、具体的にどういう形がいいのかというのは、ケース・バイ・ケースというのがあるものですから、患者さん方のニーズ、それから御家族のニーズを捉えながらきちっと対応していかななくてはいけないと思います。

高橋会長

精神科病院協会としては、積極的にこの問題に取り組もうという方向ですか。

坪井委員

それはあると思います。はい。

高橋会長

ありがとうございました。

他に。はい。どうぞ。

川上委員

瀬戸の相談センターの川上です。

私、地域生活移行推進部会にも入っているのですが、これに取り組んだことによって、非常に活性化されたなと思います。

うちの地域で、たぶん来年度7つくらいできるだろうということで、動いているんです。3回ほど、コーディネーターの派遣で、地域で勉強会を開いて、定期的に学習会をやることになって、地域が変わったと思っています。

県営住宅申込みについては、まずは相談してねと口頭で言っていたものが、県のホームページに1月20日にアップされた事前照会申込み書という書類の形で出させていただきました。申込み書ができたことは感謝しておりますが、何階建ての何階がいいんだという、階数を追加してもらわないと、1階部分を借りたいということを改めて言わないと、3階を考えていたとか言われることがあるものですから、階数を申込み書に書いていただきたいというのが一点。

あと、地域生活なんかは、つい先日、精神科病院の看護師さんたちが集まって、精神の方たちのグループホームを作りたいと、来週、説明会をやりたいと。市は良かった、良かった、と言っているんですが、住民の一人の方に反対されたらどうなるんだと。もう土地まで買ってしまって、そのときに説明会のありかたのノウハウをしっかりとしない。2戸、3戸とたくさんやっている法人さんは安心していられますが、この人たちはみんな初めてで、ナースさんたちが集まって、こんなふうやって、一人の方に反対されたら大変ですよって言ったら、そうしたら来週ちょっと打ち合わせを

しましようということになって。特に、誰が仲良かったかとか、誰を抑えればよいかとか。

去年は確か3箇所つぶれていますよね。頓挫しているというか。今後は、精神障害者向けグループホームの整備に関しては、そこを注意していきたいというのは、みなさんと一緒です。

また、地域の勉強会の中で、名古屋市のチャレンジホームのありかたについて、うちの圏域では保護者の方からいいね、いいねと言われていて、チャレンジホームがないと、いきなり、グループホームというわけにはいかない知的障害の方が多いものですから、どうしても一個つくっていただけるとありがたいかなって思います。

高橋会長

ありがとうございました。いろいろと意見をいただきました。

是非、来年度の活動に反映していただきたいなと思います。来年度の地域生活移行推進部会の重点取組課題については3点あがっていますけれども、みなさんこれでよろしいでしょうかね。じゃあ、これについても御了解いただいたということで、よろしく願いいたします。

いずれにしても、これは重要な課題で、地域移行部会、コーディネーター会議、そして地域アドバイザー、事務局、一体となって、是非、取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

議題（1）愛知県障害者自立支援協議会の専門部会活動状況等について

イ 人材育成部会の活動状況について

資料2 人材育成部会検討状況等報告

高橋会長

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。

それでは次の議題、人材育成部会の活動状況について、小島部会長のほうからよろしく願いいたします。

〔人材育成部会長説明〕

小島委員

人材育成部会の小島です。よろしくお願ひします。

実は、部会のほうが、一昨日行ったばかりでして、資料のほうA3を2枚つけていただいておりますけれど、A4で一枚、午前中に用意していただいたものになります。

一昨日の話し合いのことにも触れながら、報告をしていきたいと思えます。

まず、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の研修のことについて、前回の協議会の際にも、お話をしておりますけれども、非常に受講者が多くなっていることへの対応ということで、締め切りの部分を工夫しまして、本当に必要な方に受けていただく工夫ですとか、研修期間を短縮することで、減算の防止をするだとかいう工夫をしていただいております。

これも協議会で話題になったことかと思えますけれども、サービス管理責任者研修を受けた方の定着率について、調査していただいております。資料にありますように、3割半ば、というような数字と聞いております。特に就労の分野なんかは、サビ管研修なんかでも、受講の希望が多いと思えますけれども、それでも4割を少し切るぐらいだったかと思えます。このあたり、サビ管研修が、相談支援の研修のように更新がないということで、一度、資格をとれば、そのまま保持できるものですから、各事業所内、法人内の異動に備えるような意味もあるかと思えます。サービス管理責任者というよりは、障害福祉の業界自体の職員の定着率が、各方面で話題になっているかと思えます。せっきやく資格をとっていただいても、退職したりというようなことに対応していくために、研修自体の幅をもう少し広げられないかという議論が一昨日の部会のほうでも出ております。

ちょっと、その点について触れますと、相談支援の従事者研修にしても、サービス管理責任者の研修にしても、愛知県の場合は、県直営という形で、行っていただいております。その中で、講師の協力もあって、精一杯、ここ数年、枠を広げて行っているところかと思えます。事業者の方の立場としては、まだまだ、申し込んでも受講できない場合があるというような意見が多く、例えば、法人の事業規模に配慮した受講ができないかとか、そもそも事業規模以前に、枠が決まってしまっているのもう少し枠を広げる努力とか、何か新しいアイディアはないのかという御提案をいただいております。来年度の大きな課題になってくるかなと受け止めております。

関連して付けていただいたのが、A4の資料ということになります。タイトルを見ると堅苦しいタイトルがついておりますけれども、要は、厚生労働省の中で、サービス管理責任者研修について、研究を立ち上げていくという話です。まだ、ここを読む限りでは、あまり具体的なことはピンとこないかもしれませんが、一つポイントとしては、サービス管理責任者の研修のほうも、更新制度を取り入れていく方向で研究のほうが始まるようだという事と、これは、漏れ聞いている話の部分ですけれども、更新以前に、サビ管の資格を取るという部分でも、今のように、年度を通して何日間か研修を受ければ資格が取れるということに加えて、例えば、3年目に基礎的な研修を受けて5年目に、今のサビ管研修を受けて資格が取れるとか、そういう構造化のようなことを目指して、あくまで方向としてですけど、検討が始まっていくということ聞いております。愛知県としても、サービス管理責任者研修をどうしていくの

か。まずは数の部分に対応していくことは大切ですが、一方、国の動向にも視野を広げるとか、検討していくことが必要かなって思っております。サビ管研修については以上です。

次に強度行動障害の支援者養成研修についてです。これも前回の協議会で、国研修に参加をしまして、基礎研修と実践研修について、3名の方に受講してきていただいております。

前回の協議会の段階では、せっかく研修を受けていただいていた方たちに、どういう形で地域に定着させる研修がやっていけるかが話題になったかと思えます。一つ、行動援護従事者の研修と一本化するということで、国の動向を見ながらという話だったと思えますけれども、このところ話題になりました報酬改定の関係で、強度行動障害の研修について、加算に関係してくるという話が出たものですから、こちらも急遽対応していただきまして、3月の25、26日の2日間、基礎研修を実施するという運びになっております。

これはこれで、事業者の方にとっても大切な機会になるかとは思いますが、元々の話としては、基礎的な研修については、各地域で行われて、直接、発達障害等の方たちに接する職員さんには習得していただきたい研修ということで、当面のことという、不謹慎なことかもしれませんが、報酬改定に対応した動きとしては、今年度行いますけれども、引き続き、地域で人材育成として、強度行動障害の研修をどのように行っていくかについては、継続して検討していくことかと考えております。

2枚目のほうに移りますけれども、虐待防止や権利擁護の研修については、年明けに行っておりまして、3月に委託の研修事業を行います。

先ほど触れました強度行動障害ということについて、虐待防止の点からも密接に関係しているということで、新たに、虐待防止の研修の中に、強度行動障害の理解のカリキュラムを盛り込むといったことも行っております。

先ほどの話にも関係しますが、研修自体、県主催で行っていくことは大事なことですけれども、やはり、各地域で継続して行っていくですとか、現場のOJTとかいうことを組み合わせていかないと、知識の理解だけでは、最終的に実際の支援に繋がっていかないと考えられますので、そのような形についても継続して検討していきたいと考えております。

高橋会長の話にも関係してくるのかかもしれませんが、国の施策ですとか、いろんな諸課題に対応していくために、研修事業も実は幅が広がったりですとか、数も多様になっていくことが課題になっております。

人材育成部会ですと、何度も触れておりますサービス管理責任者の研修ですとか、相談支援従事者の研修ということが、2本柱という形で行ってきたと思えます。虐待防止ですとか、地域移行ですとか、強度行動障害の支援者の研修ですとか、どんどん幅が広がっていくことが十分考えられるものですから、人材育成部会としてもそれら

を視野に入れてどのようにチェックをして、また実施体制ということを工夫していくのかを考えていくことが必要かなと考えております。以上になります。

高橋会長

ありがとうございました。

本年度の取組と国の動向、そしてそれを踏まえて来年度の取組課題、主に2点、御説明いただきました。

最初に申し上げましたけれども、法も整い、ある程度、国のメニュー事業も整い、推進体制も一応形ができてきました。そうすると、事業は人なりですから、人材育成というのは重要性がますます高まっていくのかなと思っています。非常に幅広く、かつ、深く、これから進めていかなければいけないわけですが、是非、この点についても、皆さんに御意見を伺いたいと思います。

いかがでしょうか。どうぞ。

高柳委員

県の研修体制に、各市町村、依存してしまっているように思うんですが、市町村や圏域での人材育成って、どういうふうに、ここに体制って書いてありますが、作ることが必要なのか。

自立支援協議会なんかでも、市でやっていかないかと言うと、えーそんなことやるんですか、という話になっちゃうので。どんなふうなイメージで、これ繋がらないというのか、ちょっと御説明いただけるとありがたいのですが。

小島委員

おっしゃるように、県主催ですとか、県を中心に研修を行うというのはできるんですけど、本来は、研修を受けていただいた方が、各地域ですとか、各事業所に戻られてですね、研修成果を共有して、支援に生かしていくことが本来の姿かと思います。けれども、どうしても研修を受けて満足してしまうとか、研修を受けた個人の中でとどまってしまうということが、多分、往々にしてあるということが、広がっていかないことの一つの原因なのかなと思っています。

数年前かと思いますがけれども、県の事業のほうで、研修講師の派遣事業というようなことをやっていただいたり、現在、専門アドバイザーの派遣事業等ありますけれども、これは私も関わってきた実感なんですけれども、県内でも取組が進んでいる地域ほど、そういう派遣事業の活用も上手で、進んでいる地域はどんどん進んでいくし、なかなか、底上げということが本来、大事だと思うんですけど、もしかしたら、研修のノウハウですとか、どういう点で研修をしたら良いのかということに消極的であったりする市町のほうが、なかなかそういう機会をうまく使えなくて、言葉が悪いです

が、格差が広がっていくようなこともあるのかなって感じております。

そうしますと、今日もお見えになりますけれども、地域アドバイザーさんなんかとも連携しながら、例えば、共通の課題について、各地域一緒に取り組むようなことを考えるとかいうようなことが必要なのではないかと思っております。

高橋会長

ありがとうございました。

この点につきましては、是非、地域アドバイザーの方からの御意見も伺ったほうが良いと思っておりますけれども。

どなたか、この点について。要するに、県のレベルでの研修体制は整って、推進してきたと。だけど、もう少し地域に密着した支援をするためには、圏域及び市町村のレベルでの人材育成をきちっと整備していかななくてはいけないという視点ですよ。

それを来年度の重点として取り組みたいということなんですけれども。そういう点では、圏域のアドバイザーの方とのコラボも必要かなって思ったりするのですが。

いかがでしょう。どなたかありませんかね。実情とか。こんなふうにしたらいいか。どうぞ。

江川アドバイザー

東三河南部圏域でアドバイザーをしております江川と申します。

実はその研修について、私、豊橋の総合相談支援センターというところのセンター長をしているんですけれども、やはり、豊橋と名古屋というのは非常に遠いんですね。ですので、名古屋で半日の研修があっても、1日、職員がとられてしまう。そんな声が自立支援協議会にあがりましたので、昨年度から豊橋の総合支援センターが主催で、初級研修、中級研修、専門研修という形で研修事業をさせていただいております。福祉サービスの事業所の皆さんからは、近くで研修をやっていただいて、非常に嬉しいという声をいただいております。

今年、2年目なんですけれども、今年は、南部圏域と共通する必要な課題については、近隣と共通する研修をやるかという動きを、今、考えております。

また、講師につきましても、なるべく講師をすることで、その職員、事業所のスキルアップを目指すという、地産地消みたいなやり方をしておりますけれども、そういった形で、今やっている次第です。

小島さんがおっしゃるように、県の研修とリンクしているかという点、まだまだ非常に不十分なところもありますので、今後、アドバイザーとしても、県の事業とリンクして、その地域に必要な研修というのを目指していける圏域、市町村にしていきたいという取組をしていることを御報告させていただきます。

ありがとうございます。以上です。

高橋会長

ありがとうございました。とても参考になる御意見だったと思いますけど、他にありませんでしょうか。どうぞ。

廣田委員

愛家連の廣田です。よろしくお願いします。

自分の抱えている問題なんですけど、実は、自分、こういったところで、会議に出させてもらって大変ありがたいんですけど、福祉制度というものを自分自身よく分かっていないところがありまして、できればですけど、これ自分の思いなんですけど、いろんな方と、障害者の方と、そして地域の方とですね、いろんな形で勉強できる、そういった会議というのを開催していただきたいなという思いがありまして、この場で妥当がどうか分からないんですけども、そういった形で地域に開かれたものが出ていったらいいなと思っております。

高橋会長

具体的には、どんなことを考えていらっしゃいますか。

廣田委員

具体的には、シンポジウムとか。そういった形で開催。もちろん障害者も入ったシンポジウムとか、そういった形で勉強会というものを開いていっていただきたいなと思っております。

高橋会長

ありがとうございました。

また、その辺のところも御検討いただければなと思っております。

他に、この点について。どうぞ。

梅村委員

これは、一つの提案なんですけれども。福祉の研修という形でやられているんですけど、精神の場合、医療を抜きにしたいろんな支援というのは考えられない。

だから研修も、例えば、精神保健福祉センターで行う研修や保健所が中心となる研修。それとこういう障害福祉のやる研修というのがうまくリンクできないかなというふうに思っております。どうも医療の方は、ひきこもりや発達障害の勉強をやる機会が少なく、障害福祉だけで、そういうことを勉強する。ということじゃなくて、一緒になってやりますというような研修会をできたらなと、一緒に繋げていけたらなとい

うのが、御提案です。

高橋会長

これは、前から問題になっていることで、障害のある方に関係した研修というものを、もう少し全体的に目配りをしながら、人材育成部会としてやっていただくという方向だったと思います。県の方では、ホームページに、様々な研修についての情報を載せていただくという方向で行っていたように思います。

是非、もう少し研修の体系化と役割分担というようなところで、検討いただければなと思ったりします。直ぐには、結論は出ないかもしれませんが、事務局も含めまして、お願いしたいなと思います。

まだ、ありますか。では、最後に。

加藤委員

はい。加藤です。

強度行動障害の研修になるんですけども。ここにありますように、基礎的な障害特性の理解という研修をされるということなんですけれど、一番恐れているのは、強度行動障害という言葉が、広まれば、広まるほど、問題行動イコール強度行動障害という形になってしまうのではないかと。というのは、一番心配な点。環境調整をすれば、意思疎通できるんですけども。といった基礎的な知識をとということを重点に置いていただいているのは、分かるんですけども、この言葉が独り歩きしてしまって、言葉が先に進んでいってしまう。

研修を受けていらっしやらない方に、この言葉だと、問題行動イコールという形になるんじゃないかというのは、少し、ちょっとうちの会でも、少しこれは不安な点でもあるので、この部分を少し強めていただいて、基礎的なことを、まず機会をいただくという、まあ、発達障害に限ることではないと思うんですけど、精神障害もそうだと思いますし、言葉の独り歩きというのだけは、なるべく避けられるような方策は、何かないかなあと、自分でも浮かばないんですけども、本当にお願ひできればと思っております。

高橋会長

どうぞ。

小島委員

今のお話、本当にそのとおりでして、実は人材育成部会の方でも、研修の枠組みの話をしておりますけれど、そもそも、この強度行動障害という言葉がどうなんだという話は出ております。

ただ、国のほうの動向と繋がった形で研修を動かしていくという意味では、今回、御報告したような形なんですけど、そもそも本質的な話として、言葉の問題というのは、常に難しいことがありますけれども、今の御指摘のあった部分も、研修を通じて誤解のないようにしていくとか、啓発のような部分でも目配りしていくとか、いうことが必要かと思います。

高橋会長

国の方の事業ですから、強度行動障害という言葉は、国に報告するときは使わないといけないかもしれないけれど、愛知県でやるときは、別に使わなくてもいいんですよ。

より適切な言葉があれば、その辺のところも含めて、検討いただければ、全国に誇れるものになるかなと思ったりもします。

川上委員

愛知県というより、国制度としてのサビ管の受講要件のことで。最近、名古屋から近くまでA型の事業所の方がたくさん来るようになって、そのサビ管さんと呼ばれる方が、高齢者のヘルパーをやったのみの方がみえるんですね。

それで、ちょっと障害の方の話をちらっと言うと、へーそんな方も来るんですか。私、経験がなくてという方が、サビ管でいらっしゃる。その方の下につく職員さんたちは、もう、育てようがないし、受講要件が、高齢者と障害者で足して5年とか。高齢者だけでも5年でオーケーと言うのは、いささか、サビ管の受講要件としては、不安があるんですが。

ここで論議する話ではないんですが、そういった実態を、うちの近所では、高齢者支援の方が、みんなサビ管で来られているものですから、ちょっと不安が非常にあります。

高橋会長

その辺も、御指摘かなと思いますので、また、検討ください。

だいぶ様々な御意見いただきまして、時間が経って来ました。この辺で、この点についても、おしまいにしたいと思っておりますけれども、来年度の取組を2点。よろしいでしょうかね。じゃあ、そういうことで、よろしく願いいたします。

議題（2）第4期愛知県障害福祉計画の策定について

資料3-1 第4期障害福祉計画と第3期障害福祉計画の比較表

- 資料 3-2 第 4 期愛知県障福祉計画(案)の概要について
- 資料 3-3 第 4 期愛知県障害福祉計画(案)
- 資料 3-4 第 4 障害福祉計画 障害保健福祉圏域別成果目標
- 資料 3-5 第 4 期障害福祉計画 障害保健福祉圏域別サービス見込量(活動指標)
- 参考資料 3-1 第 4 期愛知県障害福祉計画の策定について
- 参考資料 3-2 第 4 期愛知県障害福祉計画に対する意見の概要

高橋会長

続きまして、議題の 2 の方に移らせていただきたいと思います。

皆さん、御存知のとおり、第 4 期の県の障害福祉計画がだいぶまとまってきました。是非、皆さんから御意見伺って、そして、最後の施策審議会に伝えていきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、まず事務局の方から御説明をよろしくお願ひいたします。

加藤(雅)主幹

障害福祉課の加藤と申します。私から第 4 期愛知県障害福祉計画の策定につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、参考資料 3-1 と書いてあります A 4 の紙のほうを御覧ください。これまでの計画策定の経緯をまとめたものでございますけれども、一番下を見ていただきますと、スケジュールの一覧を出しております。昨年 5 月に基本指針が国から示されたことを、こちらの愛知県障害者自立支援協議会、愛知県障害者施策審議会及び審議会のワーキンググループで御審議をいただいてまいりました。計画案につきましては、現在、1 月 21 日から 2 月 20 日まで実施しておりますパブリックコメントで県民の皆様からの御意見を募集しております。

それでは、これまで皆様からいただいた御意見について、計画に修正、反映等させていただきますので、主なものについて御説明申し上げます。

参考資料 3-2 のほうを御覧ください。A 4 の紙でございます。よろしいでしょうか。これは、皆様からいただきました御意見の概要でございます。A 4 横の紙でございます。参考資料 3-2 と書いてございますが、よろしいでしょうか。4 番の前の資料でございます。

高橋会長

皆さんお手元にお持ちですか。もし無い方があれば、挙手していただければ。よろしいですかね。では、お願ひします。

加藤(雅)主幹

すみません。よろしくお願いたします。

御用意いただきました御意見の概要でございます。右の下にページ番号と表の左端に計画案の該当ページが記載されております。

主な点につきまして御説明を申し上げます。1ページが一番上を御覧ください。障害のある人に関する権利条約第19条に記載のありますことにつきまして、基本理念に入れては、という御意見をいただいております。このことにつきましては、第2章の計画の基本理念のなかで、「他の者と平等の選択の機会をもって」、「地域生活に完全に抱擁され、」ということの基本理念に記載いたしました。

その下を御覧ください。地域生活移行や一般就労移行に、精神科病院入院者とか、精神科病院の記載を、という御意見をいただいております。このことにつきましては、第4章の成果目標の記載のところで、入院中の精神障害者の地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備、この2つを追加で記載しております。

一枚めくっていただきまして、2ページの上から2つ目を御覧ください。公営住宅の活用につきまして御意見をいただいております。このことにつきましては、今後、関係部局課、市町村と連携をとってまいりたいと考えておりますけれども、まずは、グループホームの整備促進に取り組んでまいります。

一枚おめくりいただきまして、3ページでございますが、3ページが一番上を御覧ください。グループホームのサテライト事業について御意見をいただきました。このことにつきましては、グループホームの新たな支援形態でありますサテライト型住居の設置について、運営事業者に働きかけてまいります。

同じページでございますけれども、上から3つ目でございます。医療型障害児入所施設の整備目標につきまして、地域生活移行の基本理念と矛盾しているのではないかと、という御意見をいただいております。このことにつきましては、重症心身障害児者への支援という項目で記載しておりますけれども、この中で、今後、整備予定の施設において、地域の拠点施設として、短期入所や日中支援サービスを行い、在宅支援の充実を図ってまいります。

一枚おめくりいただきまして、4ページの上から2つ目を御覧ください。精神障害のある方の就職面接における病気のオープン、クローズの問題について、御意見をいただいております。このことにつきましては、地域における理解の促進という記載をしております。この中で、心の健康フェスティバルを開催するなど、精神障害のある人への正しい理解が広まるよう努めてまいります。また、労働関係機関の就労支援策の活用という記載がありまして、その中で、健康福祉部と産業労働部や、国の機関であります愛知労働局と連携を強化しまして、障害のある人やその家族に対して、適切な情報提供に努めてまいります。

一枚おめくりいただきまして、5ページ。上から3つ目を御覧ください。地域生活支援拠点における短期入所、いわゆるショートステイにつきまして、御意見をいただ

いております。このことにつきましては、地域での暮らしの安心感のためにも大切な機能でございますので、各自治体や、各圏域での取組において、働きかけてまいります。

その下を御覧ください。地域生活支援拠点について、精神障害のある方が地域生活を始めた後、再発して緊急介入が必要な場合、対応してくれるのかという御質問をいただいております。このことにつきましては、地域生活支援拠点におきましては、緊急時の受入れ体制の確保を行う機能も求められておりまして、地域でそうした体制整備がされていくよう、働きかけてまいります。

恐縮ですが、2枚おめくりいただきまして、7ページの上から3つ目を御覧ください。コロニーのはるひ台学園につきまして御意見をいただいております。このことにつきましては、愛知県心身障害者コロニーの再編整備という項目の中で、はるひ台学園は、コロニー再編整備に伴いまして、障害児の短期入所支援を中心に行う施設に再編いたします。

その下でございます。医療療育総合センター。仮称でございますけれども、このセンターを中心として、重心療育ネットワーク、発達障害者医療ネットワークの構築について、御意見をいただいております。全県的な医療システムの整備につきましては、同じく愛知県心身障害者コロニー再編計画の記載の中で、重心療育ネットワーク、発達障害医療ネットワークの構築を進めてまいります。

1枚おめくりいただきまして、8ページの一番上でございます。コロニー中央病院は、障害者の拠点施設として、入院、手術など安心して治療を受けることができるように、また、発達障害のネットワークを精神科以外にも広げて、県内どこでも、安心して医療を受けられるようにとの御意見をいただいております。このことにつきましては、愛知県心身障害者コロニーの再編整備につきまして、コロニー再編後の医療療育総合センターを、障害のある人たちを総合的に支援する医療及び療育の拠点施設として整備し、発達障害医療ネットワークの構築を進めてまいります。

1枚おめくりいただきまして、9ページを御覧ください。難病についての御意見をいただいております。こちらにつきましては、障害福祉サービスの利用について、周知を進めることが大切でございます。また、愛知県難病患者団体連合会とも意見交換をするなど、健康対策課とも連携して取組を進めてまいりたいと考えております。

恐縮ですが、3枚おめくりいただきまして、12ページを御覧ください。12ページの上から3つ目でございますが、ヘルパーの不足、確保について、御意見をいただいております。このことにつきましては、福祉の場で働く人材の確保についてという記載の中で、県が設置する福祉人材センターにおいて、福祉人材無料職業紹介事業、福祉の就職総合フェア、講習会の実施など、人材の確保に取り組んでまいります。

1枚おめくりいただきまして、13ページ。13ページの上から3つ目を御覧ください。盲ろう者通訳・介助員派遣事業等、意思疎通支援事業の周知の必要性について

ということで、御意見をいただいております。このことにつきましては、案の第8章、県の地域生活支援事業の実施に関する事項ということで、県における実施、市町村への働きかけ、周知について進めてまいります。これまでにいただいた主な意見の概要は、以上でございます。

続きまして、各市町村からのサービス見込み量の積み上げであります活動指標について御説明させていただきます。

資料でございますけれども、資料の3-5でございます。A3の資料でございます。各障害福祉圏域別の主なサービス見込み量、活動指標でございます。各サービスの左の欄が25年度の実績、右の欄が29年度の見込みとなっております。そして括弧の中につきましては、それぞれ計画策定の前年度実績との比率ということになっております。

このサービス見込み量につきましては、12月時点での各市町村の案でございます。今後、市町村が取組を進めていく中で、変更がされてまいりますので、市町村の数値を再確認しているところでございます。

各サービスの右側の欄、第4期の活動指標となりますサービス見込み量について、主な平成29年度見込を平成25年度実績と比較してまいります。まず、表の左でございますけれども、訪問系サービス。こちらの一番左を見ていただきますと、全体としましては、139.1%となっております。40%近い伸び率となっております。

その右側、日中活動系サービス。こちらのうち、生活介護につきましては、真ん中あたりの西三河北部圏域。こちらが、167.8%となっております。全体としましては、一番下、118.8%ということで、20%近い伸び率ということになっております。

3つ右の表でございますけれども、就労移行支援でございますが、海部圏域と東三河南部圏域、こちらがそれぞれ、231.7%と223.5%と倍以上の伸び率が見込まれておりまして、全体としましては、一番下の計でございますけれども、149.6%と50%近い伸び率となっております。

右の居住系サービスのところを見ていただきまして、居住系サービスにつきましては、共同生活援助がございますが、こちらにつきましては、尾張東部圏域、こちらが、175.7%と、一番高くなっております。全体としましては、計の欄でございますけれども、145.2%と、50%近い伸び率となっております。

右側の施設入所支援でございますけれども、こちらにつきましては、一番下の計を見ていただきますと、95.5%ということになっておりまして、全体で約4%の減ということになっておりまして、これは、地域生活移行の成果目標であります4%削減を見込んだものではないかと思っております。

新たに見込まれます障害児支援サービスでございますけれども、こちらにつきましては、児童発達支援始め、各サービスについて、大幅な増が見込まれております。各

市町村からのサービス見込量の積上げであります活動指標につきましては、以上でございます。

引き続きまして、資料3-5の前でございますが、資料3-4を御覧ください。各障害保健福祉圏域ごとの成果目標の表となっております。なお、成果目標につきましても12月時点での市町村の数字でございますので、今後、再度、確認してまいります。

左から、施設入所の地域生活への移行。こちらにつきましては、平成29年度末現在におきまして、25年度末現在から4%削減するという目標がございますけれども、全体で4.4%の削減見込となっております。地域生活移行者数の移行率につきましては、全体で12.4%となっております。

表の真ん中でございますが、地域生活支援拠点につきましては、各市町村又は、各障害保健福祉圏域で少なくとも一つは整備するという目標がございますけれども、圏域で整備する予定のところは、海部、尾張中部、尾張北部、西三河南部東、西三河南部西、東三河北部の6圏域となっております。全体で29箇所というふうになっております。

次に右ですけれども、福祉施設から一般就労への移行につきましては、一般移行者数を平成24年度実績の2倍とする目標に対しましては、195.8%ということで、ほぼ2倍ということになっております。就労移行支援事業所の利用者数を25年度末から6割以上増加するという目標に対しましては、151.2%ということで、51.2%の増ということになっております。就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合を全体の5割以上とする目標に対しましては、海部圏域が83.3%と最も高くなっております。成果目標については以上でございます。

続きまして資料3-2を御覧ください。A4表、裏の資料でございます。こちらは、第3期計画までの状況も踏まえまして、今後、第4期計画として取り組んでいく概要でございます。この中で特に愛知県として、力を入れていくということにつきまして、御説明をさせていただきます。

2ページを御覧ください。第3期計画で進捗が遅れております福祉施設の入所者の地域生活への移行を進めていく必要がございます。このため、一番上に記載がございます住まいの場の確保、こちらにつきましては、先ほど来、説明がございました既存の戸建て住宅を活用する際の建築基準法の規制緩和等によるグループホームの整備促進や、グループホームの開設から運営までをサポートする支援コーディネーターを活用するグループホーム整備促進支援制度、こちらのほうを推進してまいります。

さらに2つ下でございますけれども、重症心身障害児者の支援につきまして、心身障害者コロニー再編整備後の医療療育総合センター（仮称）、青い鳥医療療育センター、第二青い鳥学園改築後の三河青い鳥医療療育センター及び障害者福祉減税基金を活用しました民間法人によりまして重症心身障害児者施設を地域の拠点施設として、在宅

支援の充実を図ってまいります。

さらにその下でございますけれども、地域における理解の促進としまして、障害者差別解消法に基づきます啓発活動や、平成28年度に開催を予定しております第16回障害者芸術・文化祭などの障害者アート展、また、障害の種別に応じたスポーツ大会、こうしたものを開催することで障害への理解の促進を進めてまいります。

大きな2番でございますけれども、入院中の精神障害者の地域生活への移行。こちらにつきましては、保健所が医療と地域福祉との連携強化による地域移行促進のコーディネーターの役割を果たしつつ、入院中の精神障害のある人が、地域生活移行に取り組めるように支援をしてまいります。

3ページでございます。新規項目でございますけれども、3番としまして、地域生活支援拠点の整備、こちらにつきましては、各市町村又は、各障害保健福祉圏域に少なくとも1箇所、整備するというところでございます。

4ページを御覧ください。5章、障害児支援体制の整備、こちらも新規項目となりますけれども、1番の児童発達支援センターを地域における中核施設として位置づけてまして、障害児支援に取り組んでまいります。

また、2番でございますが、重症心身障害児者に対する支援体制の整備としまして、第二青い鳥学園の改築に合わせました病床の整備、障害者福祉減税基金を活用した民間法人による重症心身障害児者施設の整備、こういったことで地域における拠点施設の整備を進めてまいります。

さらに3番の愛知県心身障害者コロニーの再編整備としまして、医療療育総合センター（仮称）を中心に、地域の関係機関相互の連携を進める重心療育ネットワーク及び発達障害医療ネットワークの構築を進めてまいります。こうしたことを県として、第4期計画で進めていく特徴、力を入れていくということで、進めてまいりたいと考えております。

こうした点を踏まえまして、今回、資料の3-3が、現在、パブリックコメントに付されております第4期計画の案でございますけれども、委員の皆様方から御意見をいただきまして、3月末の計画策定に向けて取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

今回、資料としましては、資料3-1にA3の横長の資料でございますけれども、こちらにつきましては、前回も出させていただきましたけれども、第3期計画と第4期計画の比較の表となつてございます。これまでは、左側に第3期、右側に第4期となつておりましたが、左右を入れ替えまして、基本的には案の順番、ページ順で表記いたしました。成果目標の考え方や活動指標につきましては、前回の自立支援協議会と同じ考え方、数値でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

高橋会長

ありがとうございました。

今まで出ていませんでした各市町村、圏域別のサービス見込量等につきまして出させていただきました。この件について、第4期の福祉計画について、何か御質問、御意見ありませんでしょうか。膨大な資料で全体を把握することは大変かもしれませんけれども。どうぞ。

三宅委員

今の資料の3-2の4ページ。障害児支援の体制整備のところ、児童発達支援センターを地域における中核施設としてという文言があるんですけど、愛知県の中で、児童発達支援センターの数は、結構たくさん、岐阜県と比べてもたくさんあるなという気はしているんですけど、児童発達支援センターが広域を意識して設置されてきた訳じゃなく、各市町の通園施設として発展してきて、児童発達支援センターと名乗っている状況で、各市町直営の発達支援センターを、県が想定されている地域、エリアは分かりませんが、地域の中核施設に位置づけるというのは、これは、実際どんな働きかけを市町にされると、中核施設として育っていくかなというのが、ちょっとイメージが沸かない。

おらが町でお金を出して作った施設であり、職員を他市町のために働いてこいよというような計画を立てられるということが、ちょっと私自身イメージがつかないので、そうあればいいなとは思いますが、そうあるために実際は、県が市町のほうに、あるいは発達支援センターに指導をされていくのかを、現時点で分かるところまで、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

高橋会長

福祉計画の中に児童を入れるというのは、今年から始まって、児童の領域における地域の体制整備の中核として、児童発達支援センターを位置づけるというふうになっておりますけれど、なかなか難題かなと思っております。県の取組についていかがでしょうか。

また、これをどこが中心となってやるのかというのも、はっきりしているのかなと。そのところも、お聞きになりたいのかなと思います。

立花課長補佐

児童発達支援センターは、高橋会長が言われるとおり、今年度から計画に載せるということで、国から示されております。

児童発達支援センターは、市町村に一つ、また、10万人に一つというようなおおよその目安が国から示されておまして、それくらいの規模だろうというところでござ

います。ですので、地域というところ非常に分かりにくい表現で、これが市町村域を指すのか、あるいは、複数の市町村を指すのかというところは、まだちょっと、こちら側もしっかりとした見解は持っておりません。

ただ、児童発達支援センターは、保育所等訪問支援とか、児童相談支援とかいうような機能を持つということが、国等の会議で示されておりますので、児童発達支援センターを中心とした地域の児童通所支援等を支援していくという、中核施設として機能していくという捉え方をしているところでございまして、三宅委員がおっしゃられる地域が、どれくらいを想定しているかということについては、まだちょっと、きちんとしたものをお示しできるような状況にはないというところで御理解いただきたいと思います。

高橋会長

よろしいですか。

浅野障害福祉課長

障害福祉課長の浅野です。

ちょっと補足というか。訂正みたいになりますけど、児童発達支援センターについては、今、立花のほうから御説明申し上げましたように、市町村にというのが、国の方針です。地域がどこか分からないという三宅委員から御質問があったかと思うんですけど、我々としては市町村と考えております。

それで、その範囲で不足するようなところで、広域的なところで、県が療育支援事業とか、そういうところで御支援申し上げるということで考えています。ここの表現は最終的には、その辺、誤解を産まないように、考えたいと思いますけれど、県としては、そのように考えているということでもあります。

三宅委員

発達支援センターと障害児等療育支援事業は役割が違うので、役割を整理するために、今まで療育等支援事業を担ってきたことは、発達支援センターにお願いをし、県は、療育等支援事業の予算を切ると、そういう流れと思うんですが、今の話だと、発達支援センターがないところは、療育等支援事業で補うと、ちょっと理解できないところがあるなあという気がします。

要するに、今まで療育等支援事業を担ってきたところが、市町村、あるいは発達支援センターと協議をされて、役割分担が整理されたので、療育等支援事業の範囲をそこまでにします。そういう流れであれば、非常に良い、地域としては混乱しない流れだとは思っています。

そうではなくて、国の図面をぱっと見て、役割が違ったから、療育等支援事業は、

ちょっと役割は減らしますとなっているので、順番が違うような気がしているので、今の課長さんの説明とは違うかなという気がしています。

市町村単位を地域と考えていただければ、かなり市町村は自分の町のことはしっかりと考えてはいるので、県の方から、ひょっとしたら、たくさんの御支援をいただかなくても、地域はうまくいくのかなと思います。

高橋会長

要するにこの児童発達支援センターの事業の充実というものが、県の障害福祉計画の新規の重要な課題にあがっていると、そこにあげているような充実をするために、県は何をするのかということだと思っただけです。

そのところを何もしないということなのか。児童発達支援センターの事業は、市町村の仕事だから、そっちでやってくださいよと、県はお任せしますよということなのか。そうすると県は、何を充実ということかということになってくるので、そのところをもうちょっと丁寧に、どういうふうに県として取り組むのかなあということでしょう。

浅野障害福祉課長

今、市町村で児童発達支援センターをお持ちのところは15くらいということで、市町村によっては、取組方が違う場合がありますので、県としては、同じように各市町村にそれぞれ、まずは住民に近いところで持っていただきたいというふうに考えます。

療育支援事業を、センターを置いたところは引っ込めるという感じに受け取られていますけど、そう考えている訳ではなくて、役割がダブるところは整理する必要があると思っただけです。

療育支援事業、専門性の高い相談として、県の役割だということは認識しておりますが、ダブる部分につきましては、整理が必要だと考えております。その辺りは、県の役割はしっかりと努めていきたいと思っただけです。

高橋会長

こういう事業については、県としてはどこの担当が所管になるんですか。要するに、こういう問題が起こったときに、どこに相談に行けばよいのかということ。どこと連携を取ってやっていけばよいのかということだろうと思っただけです。新しい事業なものですから。

浅野障害福祉課長

県としては、障害福祉課です。それ以外のところということはありません。

高橋会長

障害福祉課の中のどこの担当なのかということかな。どうですか。

浅野障害福祉課長

相談支援グループです。

高橋会長

相談支援グループでということですね。そのところで考えていかれるということですかね。

なかなか難しいところだと思うのです。正直なところ。そういうふうなことについての少し御指摘もありましたので、どういうふうに県として、取り組んで、この児童発達支援センターを中心とした仕組づくりというものをしていくのかということも、頭の中に入れておいていただければなと思います。

地域のアドバイザーの方で、この辺のことについて、何かありませんでしょうかね。多分、こういう問題に直面しておられるんじゃないかと思いますけど。はい。

川上委員

公立か、民間か、どちらが発達支援センターをやっているかということで、大きく違いを感じています。公立で児童発達支援センターをやっているある市に、隣の市の人が、いつでも入れる児童発達支援センターだと思っていたら、1月の入所判定委員会でペケをくらってしまっ。それで私に相談があつて、私もこんなことが起きるんだって驚いて、それぞれの市を合わせて、どうするんだっていう話をしましたが、子育て支援センターは公立でやっているから、他市からは受けられないということが、急に1月に決まりました。公立の児童発達支援センターだと、市を跨いでだと、「空いとならね。」と言われる。もう駄目なんだろうなって思っていたら、やはり駄目。

県が間に入っていただくのか、どこが入るのか分かりませんが、私が間に入りながら、結局、駄目で、この市が発達支援センターになっていないからだという話になって、というのがあつて、何を言っているのか分かりませんが、とにかく2名の方が、今、在宅になりそうな状況です。

高橋会長

そういうふうな問題も多分出てくるんだろうなと。その辺のところも県全域を見ながら、どういうふうに調整をしていくのかということも、具体的にスタートすると出てきますということですね。

その辺のところも、念頭にさせていただいて、実態を把握していただくと。そして、

この事業の推進に反映していただくと。その辺のところでもよろしいでしょうかね。

いいですか。はい。では、そういうことで。

このことについては良いわけですよ。障害児支援を計画の中に入れることについては良いわけですね。実施に向けての具体的な課題を指摘いただいたということ。

他にありませんでしょうか。どうぞ。はい。

三浦委員

はい。三浦です。

資料3-4になります。地域生活支援拠点ですね。27年度から新規に取り上げるということで、29年度までに整備するというので、障害者の高齢化や、親亡き後を見据えてということで、大変、期待をしておりました。

実際、市町村のほうでも、計画を持っている訳ではありますがけれども、思ったより、面的整備のほうが多いんだなというのが、全体を見た感想なんです。

面的整備といいますのは、要するに、今、相談事業があるから、それはそれでよいというような見方をされているのでしょうか。それとも、面的整備の中で、こういうのが必要だから、そこは、こういうふうに作っていくという、それぞれの必要な事業を、それぞれの市町村で、やっていけばいいということなんでしょうか。

面的ということが、よくはつきり分からないんですけど、拠点型というのは、だいたい分かるんですけど、それをどこら辺まで捉えていけばいいのかなっていうのを、ちょっとお尋ねしたいんです。

高橋会長

御質問だと思いますけど。

加藤(雅)主幹

障害福祉課加藤でございます。

拠点型というのは、機能を一体的に作るということでございまして、面的というのはどういったものかということでございますけれども、資料3-3にですね、計画の案がございまして、こちらの30ページ。こちらを見ていただきますと、取組の資料でございしますが、地域生活支援拠点の図が載っております。

こちらを見ていただきますと、居住支援機能、地域支援機能、この2つを併せ持った、一体としたものが拠点型。そうではなくて、地域の中で、それぞれの機能を地域の中で分担をするという、そういったことが面的整備だということで、今のところ考えられております。

29ページの一番上でございますけれども、今回、このようなことが考えられまし

たことは、障害のある方が高齢化、重度化されたり、親亡き後を見据えまして、一人暮らしでありますとか、グループホームへの入居体験の機会、ショートステイの利便性、緊急の場合の受入れ体制の確保という、こういったものを総合的に整備するということを考えているということですが、具体的にどこまでをやるということになりますと、今後の検討課題かなと考えております。

高橋会長

よろしいですか。はい。ありがとうございました。どうぞ。

伊藤委員

参考資料3-2の5ページ。地域生活支援拠点の整備で、市町村が対応していく具体的なところはこれからかなって思いますが、資料3-3の29ページの最後のところに、整備を働きかけていきますとありますが、具体的ところがないので、お伺いさせていただきたいと思います。

高橋会長

具体的な方策についてですか。

伊藤委員

緊急介入が必要な場合の問題もあったかと思いますが、体制整備についての方向性が、もしあればお伺いしたい。

高橋会長

これから考えるというところもあるかもしれませんが、具体的に御提案があれば、聞かせていただくとよいかもしれませんね。

伊藤委員

具体的な提案というのはないですけれども。保健所さんがこの地域生活支援拠点に入ってくるのか、あくまでも市町村単位なのかということをお尋ねいたします。

加藤（雅）主幹

障害福祉課の加藤でございます。

地域生活支援拠点というものが、まだたまたこれからなんですけれども、先ほど、保健所はこの中に入ってくるのかとお聞きになったと思うんですけれども、まだ、そこまでいろんなことが詰めきれていない状況でありまして、国のほうも、今、ここに書いてある以上のことはない状態です。

今後、国が来年度予算で、モデル事業ということで、各市町村で実施していくということがございますので、そういった動きを見ながら、どういった形がいいのかということを検討していきたいなど、そういうふうに考えております。

高橋会長

よろしいでしょうかね。また動くようでしたら、御意見があれば、また、来年度以降、おっしゃっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

はい。では手嶋委員のほうから。

手嶋委員

資料3-5を見て、御質問をしたいのですが、見込量が数字で一覧になっております。この積算根拠について、ちょっと伺いたいんですが。

例えば調査をするときに、このサービスが必要ですかと聞かれば、必要ですと。こういう答えを出していくとニーズになるという、シンプルな発想かと思うんですが、確か、国が示していたのは、ニーズを示さないにしても、その人が抱えている環境で、積算根拠に入れないといけないというような考え方もありますというものがあつたかと思えます。

県のお立場にしてみると、市町村が提出してきた数字を足し算していくしかないかと思うんですが、例えば、この中の療養介護という、最も支援が必要だと思われる方たちですけれども、知多半島を見ますと、32名の25年実績で、そもそも32名が640%というとてつもない数字になっているわけですけれども、これが3年で176人にも、果たしてそんなに人がいるのかと。

積算の妥当性があまりにもない数字でないかなと思えるんですが、県として、市が上げてきた積算根拠に何らかの課題があるとか、何かこれからの計画に当たっての数値目標を起こしていくときに、こういった部分を今回の反省をもとに、次から気をつけたほうがいいなということを感じられたことがあつたら、教えていただきたいなと思えます。

加藤主任主査

障害福祉課企画調整グループの加藤と申します。

こちらの活動指標の数値につきましては、名古屋市を始めとする54市町村に照会をさせていただいて、秋に回答いただいている状況での数値であります。

また、その時点から各市町村のそれぞれの障害者の皆様のニーズを捉えての部分と、これから発生してくるであろう部分と、あるいは地域移行を進めていく上で、必要な施策を考えての、例えば訪問系サービスの充実ですとかそういったところも踏まえて、それぞれの社会資源のことを考えながら、積み上げられている数字であります。

けれども、私どもが照会していく中で、急ぎの照会の中で、事業所数とか、事業分についてとか、積上げを間違えて出されている部分もありますので、再度の照会の中でもう一度、精査し、積上げられた数字にしていくようにしていきます。

申し訳ありませんが、多分、今、おっしゃられた療養介護の部分については、知多半島の圏域の中で、どこかの市町が、間違えた数字を提出されたのを、私どものチェックが漏れている可能性が高いと思います。

そういったことについては、今、それぞれの市町村においても、もう、だいぶ進められて、最後の状況を迎えてきている状況で進めておりますので、そういったところは、精査してまいりたいと思います。

それぞれのニーズということだけではなく、必要な施策も踏まえて捉え、サービス事業量の変化を考えていくというようなところをしていただいて、進めていただいていると考えておりますので、事業量については、もう少し精査してまいりたいと思いますので、お願いいたします。

高橋会長

よろしいですね。はい。

じゃあ、もう一人だけお伺いして、次に移りたいと思います。

高柳委員

時間が来ているのにすみません。精神障害者家族会の高柳です。

2点お願いしたいんですが。3-2の参考資料、意見の概要の4ページ。35番のページですが、最後のほうに適切な情報提供を進めますとありますが、就労についてのオープン、クローズの問題ということですが、精神の場合、自立支援協議会の就労部会なんかでは、おそらく、精神の就労ということについては、いろんな問題が出てきていると思います。

私どものところもそうなんですけれども、精神の就労希望者は非常に多い。しかし、実績は上がらない。それは理由がある訳なんですけれども、その理由に対して、ここでは一つの答えを出されたんだろうなというふうに思うんですが、どなたが、適切な情報を家族や本人に障害のある人に、どんな情報をどんなふうに提供しようとしているのか、それで問題は解決の方向に向かうのかについて、疑問を持っていますので、どんなふうに進めるのか教えていただきたい。

それともう一つは、一番最後の15ページですが、108の質問について、アウトリーチの事業、1箇所ではなくて、2箇所というふうにしていただいて、非常に私は喜んでおりますけれども、2箇所目をどこにするのかという、1箇所目はたぶん決まっているのかと思うんですが、2箇所目はどこにするのかな。難しいことがたくさんありますので、どこって言えないかもしれませんが、3箇所だと、ちょっと

落ち着くんですが、2箇所で落ち着けるかどうか、という質問です。

高橋会長

2点ですけど、具体的な施策の方は、来年度の事業の実施の話ですよ。この事業、そのものについては問題ないですよ。

就労支援における情報提供とアウトリーチ事業の箇所数についての御質問です。よろしく申し上げます。

加藤主任主査

障害福祉課企画調整グループの加藤でございます。

精神障害者の方が就職する面におかれまして、オープン、クローズの問題があるという御指摘に対しまして、まず一点目は、私どもで、ずっと進めてまいります心の健康フェスティバルを開催するなどという、正しい理解を広めていくということです。

今、おっしゃられたのは、健康福祉部と産業労働部や国機関の愛知労働局と連携を強化して、障害のある方とその家族に対する適切な情報提供を進めますということの表現だったと思います。

精神障害のある方におかれましては、就職する面において、障害者枠として雇用を受ける手続きを見つけていかれるのか、そうではなくて、ハローワークにおいて、障害者枠としての手続きを踏まえずに、進めていくかといったことで、お悩みになるということについては、非常に深い問題で、お答えすることが非常に難しいことでずっときていると思います。こういった制度がありますとか、こういったことを踏まえて、今、雇用環境を進めておりますということ、国機関、愛知労働局が進めている事業、そういったことを説明して行って、適切な情報提供を進めて、選択をしていただくといったことを含めて、記載をさせていただいています。

高柳委員

そのことについて、私、自分の息子が今、その問題で悩んでいまして、クローズで就職をしているんですが、また変りたいと。職を名古屋市内に得たいということで、説明会に行ったりしているんです。情報というのは、息子がインターネットで取っていく情報だけですので、どんなふうに、これ、いただけるのかなって。私は、現実に労働部局からいただいたことはないですし、オープンの場合はいいですよ。ハローワークは。

クローズに対しては、そういうのは、どういうふうにされるのかなって。この文章では分からない。いいですよ。考えていただければ。

加藤主任主査

今、おっしゃられたことについては、今、現在、そういうことでお悩みになってみえる精神障害のある方が、就労される点において、いつも直面してみえる問題とは考えます。障害福祉計画上の記載については、こういう記載をさせていただきながら、愛知労働局と連携を取り、話し合いの場を持ちながら進め、県と労働局との連携を進めてまいるといふことがあります。

そういったところの中で、ハローワークや、労働局におかれて、どういったことを精神障害者の方の雇用のことについて進めていかれるのか。今、障害の方の中では、最も多い就職される障害のある方の人数となっていますので、そういった施策の面についても、考えて進めてまいりたいと思っております。

渡辺室長補佐

こころの健康推進室の渡辺です。よろしく申し上げます。

高柳委員から御質問いただきました2点目のアウトリーチのチームの箇所数のことではありますが、まだ、具体的にはどこという目処がない状況であります。

箇所数につきましては、広域的に取り組むことが難しい事業内容を勘案しますと、よりたくさんあることが望ましいということは、言うまでもないことかと考えております。一方で、対象がひきこもりとか、未就労者の方に対する支援になりますので、他県の実施状況を聞いたりしている中では、なかなか難しいというふうなことも聞いております。

今後、関係者の方、医療機関の方から御意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

高橋会長

よろしいですか。来年度、スタートしてから、今、おっしゃっていただいた問題、私もとても大事な問題だと思うんですね。是非、御意見をいただいたり、県のほうから御報告いただいたりして、対応していきましようかね。

いろいろ皆さん、御意見、御質問たくさんいただきまして、ありがとうございました。一応、この案については、基本的には御了承いただいたというようなことでよろしいでしょうかね。

では、こういう、御意見、御質問が出たということについては、施策審議会のほうに事務局のほうからしていただくということで、終わりたいと思います。みなさんから、様々な御意見をいただいたおかげで、だいぶ時間が過ぎてしまいました。

報告事項（1）相談支援アドバイザー会議の検討状況について

資料4 相談支援アドバイザー会議の検討状況

高橋会長

報告事項が6件もあるんですけども、その報告事項も、相談支援アドバイザー会議の検討状況等々、重要なことばかりですが、順次、手短にまとめて報告いただいて、御意見、御質問をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

立花課長補佐

それでは、平成26年度相談支援アドバイザー会議の実施状況について御報告いたします。資料4を御覧ください。

今年度のアドバイザー会議は、重点検討・情報共有事項として、第1回協議会でも御報告いたしました。サービス等利用計画の質の確保についてと強度行動障害について取り上げました。表の左側、サービス等利用計画の質の確保につきましては、各地域の取組状況を地域アドバイザーの方に調査していただきまして、良い取組が県全体に広がるよう、先進事例などの情報共有を行いました。

資料を1枚めくっていただいて、その調査結果の概要につきまして説明させていただきます。名古屋市を除く53市町村中29の市町村で質の判断が行われております。そのうち、いくつかの実際の取組事例の紹介がされました。ここには主なものとして日進市始め3市について掲載させていただいております。

日進市は、ケアマネジメント部会でレーダーチャートをお使いいただいていると、みよし市では、相談支援専門員、地域アドバイザーが、相談支援カンファレンスという形で評価をされていらっしゃる、蒲郡市では、基幹相談支援センターが、計画の確認を行っているというような状況がございました。

恐縮ですが、一枚目に戻っていただきまして、この情報共有をした際のスーパーバイザー、あるいは地域アドバイザーからの主な意見ということで掲載させていただいております。

まず、スーパーバイザーさんからの主な意見としましては、市や協議会でサービス等利用計画をチェックしていても、それが相談支援専門員にフィードバックされることが重要だ。それから、第三者が評価するチェックシートのほか、相談支援専門員、自らが自己点検できるチェックシートの活用も有効ではないか。チェックするには、計画を作成する側の論理だけでなく、本人の満足度という視点も必要だ。利用者の状態像を考慮した質の判断が必要で、一律のチェックシートでは評価できないこともあるのではないか。例えば障害があることで何事も諦めているような方には、エンパワメントとは違った視点での評価が必要ではないか。チェックリストの全項目を満たすことより、レーダーチャートがいびつになっても、利用者本人が障害を受容できるように進めていくことが大事である。というような意見がございました。

また、地域アドバイザーさんからは、本人の満足度の数値化が課題だ。厚生労働省から、計画相談支援の完全実施に向けた加速化策といったものが出ているが、質の低下が心配だ。全ての計画をチェックするために、情報量の不足や書き方の整合性等のチェックに限定している。というような意見がございました。

次に、表の右欄の強度行動障害については、こうした障害のある方の受入れが課題となっている市町がある実態がありますことから、まずは、現状を理解しておく作業が必要ではないかということで、こちらにつきましても、各地域の強度行動障害のある方の施設の受入れ状況を地域アドバイザーさんに調査していただき、その結果を情報共有いたしました。

たびたび恐縮ですが、2枚目を見ていただきまして、調査結果の概要でございます。右欄を御覧いただきまして、一つ目の表中の②、過去に受入れを断ったことがあるとする施設が47施設中17施設あり、その主な理由として、一番下の表を御覧ください。職員の数が足りず、マンツーマンの対応ができない。支援スキルが不十分。個室が用意できないといった理由があげられております。

また、申し訳ございません。一枚目に戻っていただきまして、表の右側。情報共有した際のスーパーバイザーさんからの主な意見として、強度行動障害の受入れができない理由に、職員スキルがないと回答した入所施設が多いけれども、堂々と技術がないから受け入れられないということがまかり通ってはいけません。また、受け入れられなかった理由として、職員数の不足、職員の支援スキルが不十分といったことがあげられていますが、虐待や身体拘束をせざるを得なかった理由とほぼ同じである。強度行動障害のある方への支援に必要なのは職員の成功体験である。プロフェッショナルチームによる支援を体験することができると良い。というような意見がございました。

一方、地域アドバイザーさんからは、地域移行で空いた部屋を専用の個室とする取組が必要だ。精神科病院への入院で落ち着いたケースがあり、福祉の世界で対応できなかったのが残念だった。一方、精神科病院を利用するなど、できる限り他の分野と連携しながら支援することも必要というような意見もございました。それから、スキルがないという一言で片付けられるものではなく、次々に起こる問題行動に対応し、学んでいかなければならない難しさがある。というような意見がございました。

次に、資料の3枚目、4枚目でございます。地域アドバイザーさんが把握しました市町村協議会の地域課題の検討状況の概要です。主なものとして各圏域ごとに4つ、ないし、5つほどピックアップして記載してございます。これら地域における課題、こういったものを見ながら、先ほど三宅部会長から御報告がございました地域生活移行推進部会の次年度の検討テーマとさせていただいているところでございます。

以上で、資料4の説明を終わらせていただきます。

高橋会長

では、引き続き計画相談の実施状況についてお願いします。

報告事項（２）計画相談の実施状況について

資料５ 平成２６年１２月までの計画相談実績

立花課長補佐

資料の５を御覧ください。平成２６年１２月までの計画相談実績でございます。

前回、報告をしたところから、少しずつではありますけれども、実施状況は進んでおります。

ただ、ちょっと気になるのが、セルフプラン率というところで、セルフプランの率が高い市町村がいくつかございまして、そういったところは、状況を確認しながら、どういった計画を作成されていらっしゃるのか、確認をしているところでございます。資料５はこれで終わらせていただきます。

報告事項（３）サービス管理責任者等の定着率について

資料６ 平成２５年度サービス管理責任者等研修修了者配置状況

立花課長補佐

資料６を御覧ください。先ほど、人材育成部会小島部会長さんからの御報告にもございましたけれども、サービス管理責任者等研修修了者配置状況。２７年１０月１日時点でございます。こちらのほう、第１分野で３３．６％。第２分野はゼロ。第３分野は３５．６％。就労では３９．８％となっております。児童分野のほうはデータが収集出来なかったものですから、未集計となっております。資料６につきましては、以上でございます。

報告事項（４）コロニー再編計画の進捗状況について

資料７ 愛知県心身障害者コロニーの再編について

保木井室長補佐

続きまして、資料の７。障害者コロニーの再編について。障害者施設整備室の保木

井と申します。よろしく申し上げます。

コロニーの再編につきましては、平成19年3月にコロニー再編計画というものを作りまして、柱といたしましては、真ん中になるんですけど、入所者の計画的な地域生活移行の推進。それと、地域生活を支援する拠点センターへの転換ということで、進めてきております。

資料の左側に現状、一番右側に再編後の姿ということで記載をしております。現状でございますけれども、中央病院が175床。こぼと学園が180床。それから下のほうに行きまして、緑の家。発達障害者支援センター。はるひ台学園、定員80人で、12月1日現在ですけれども、者の方が33人。児の方が8人。それから下、養楽荘ですけれども、140人に対して、現状、38人。春日台授産所につきましては、平成21年4月に廃止をしております。こういった現状がございます。

それぞれ地域移行ということで取り組んできた訳でございますけれども、地域生活移行の状況というのが、真ん中一番下のところに、記載をしております。どうしても、こぼと学園、重症心身障害児の方、者の方に入っているんですけども、なかなか、地域に受け皿がないということで、昨年ですけれども、こういった重症心身障害児者の方の支援をしていただく施設の公募をするということで、新たに減税基金を作って、募集をさせていただきました。

それが右の下のところ、地域における施設整備というところで、重症心身障害児者の施設、民間の施設、一宮で社会福祉法人杏嶺会さんで、120床。それから今後の見込みですけれども、平成29年度の予定で豊川の明世会。それから公立の施設になるんですけども、第二青い鳥学園。これが、今度、名称を三河青い鳥医療療育センターというふうに変えるんですけども、ここで90床。それから名古屋市で90床が順に整備されてくるということになっております。

それから、その下のところ、知的障害者の施設ですけれども、現在、コロニーで対応させていただいておりますはるひ台学園の年齢超過の方、それから養楽荘で残っている38名の方、こういった方々の支援を引き続きやっていく必要があるんですけども、コロニーの施設が非常に老朽化をしているということもあります。

それから、なかなか、県単独では、地域への移行というのが進まないということがありますので、同じく春日井の高森台にあります県有地を活用して、新たに者の方の支援をしていただく施設の公募をさせていただきました。昨年の10月に、やっていたところを養楽福祉会ということで決定をさせていただきました。今、コロニーのはるひ台学園に入所されていらっしゃる方、それから養楽荘に入っている者の方につきましては、養楽福祉会が整備する施設に移行をしていただき、グループホーム、就労継続支援であるとか、日中活動の場を設けていただく予定になっております。そこで、また、地域への移行に向けた支援をお願いするということになります。

それから、地域支援ということで、新たに短期入所の枠を作って、地域の方の受入

れをしていくということ。こういった形でコロニーの再編を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

報告事項（５）障害者差別解消法について

資料８ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要

内藤課長補佐

続きまして、資料８の説明をさせていただきます。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要ということで、A４横の資料を御覧ください。

差別解消法は障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別の解消をするための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、共生する社会の実現を目的として、平成２５年度末に制定された法律であり、平成２８年の４月に施行の予定となっております。

資料の中ほどに、１差別を解消するための措置ということで、記載がございます。法律では、差別を解消するための措置としまして、地方公共団体では、差別的取扱いの禁止。また、合理的配慮の不提供の禁止。これは、法的義務としております。その下に具体的対応ということで、職員の対応要領が求められております。

また、２番としまして、下の枠のほうに、差別を解消するための支援措置として記載がございます。この中には、相談・紛争解決の体制整備や、普及・啓発活動の実施などが求められております。後ろのほうに、A４、１２ページの両面刷りの基本方針というのがつけてございます。こちらは、内閣府のほうで、１１月２６日から１２月２５日までパブリックコメントが実施され、まだ、閣議決定は２月の中旬ということで予定されております。

こちらのほうで、内容が確定されますと、国の各省庁のほうで、職員対応要領のほうで、夏ごろを目処に策定が予定されております。愛知県においては、そちらの各省庁の職員対応要領のほうで、差別的取扱いの禁止の具体例や、合理的配慮の不提供の禁止の具体例が示されてまいりますので、そちらのほうを参考にしながら、県において、職員対応要領の策定も含めまして、検討のほうを進めてまいります状況でございます。簡単ではございますが、以上でございます。

報告事項（６）障害者就業・生活支援センター設置状況について

資料9 障害者就業・生活支援センター設置状況 全国一覧

八木課長補佐

事業所・地域生活支援グループの八木と申します。

資料9を御覧ください。障害者就業・生活支援センターの設置状況について御報告させていただきたいと思っております。前回のこの協議会の場で、全国の状況について御報告するよとということをごさいましたので、御報告させていただきたいと思っております。

26年7月現在で、全国では323箇所設置されております。愛知県では、そのうち12箇所ということ、全国で箇所数としては4番目ということになっております。

また福祉圏域ごとの充足状況でございます。そちらにつきましては、一番右端のほうでございますけれども、一応、愛知県といたしましては、12圏域すべてに一箇所ずつあるということ、御覧いただきますと、お分かりになるように、まだ未達成の都道府県で14道県が、未設置の状況になっております。ですから、これを御覧いただくと、愛知県の設置といたしましては、全国と比較して、決して悪いというわけではないというふうに御理解させていただきたいと思っております。

ただ、三浦委員がこの件について御質問されたと思っておりますが、三浦委員は一圏域に一つずつあっても、広大な圏域で通うのも大変じゃないかということ、複数設置をお話されたと思っております。そもそも、このナカポツセンターの指定は、まず、産業労働部のほうで公募をかけて、選定をいたします。その選定したところを国が指定をする訳なんですね。

なので、国のほうに決定権があるという大変ですけど、愛知労働局のほうに確認したところでは、一圏域ごとに複数設けようという場合、労働局のほうで決まりごとがあつて、一圏域で80万人以上の人口があると、複数の箇所を検討するという事なんですね。

そうすると、愛知県内で、人口80万人を超える圏域というのは、名古屋しかないんですね。名古屋は交通の便も良いですし、また、名古屋は3箇所、独自に設置もされております。それ以外の圏域については、今の状況では検討できないというふうなことを、労働局さんからは言われていることを御参考までにお伝えしますが、なかなか、三浦委員の御要望のところの地域では、現段階では難しいのではないかと考えております。以上でございます。

高橋会長

ありがとうございました。簡潔明瞭な説明をしていただきました。

それぞれ重要な報告事項でした。是非、これだけは、ということがございましたら、お伺いしておきたいと思っております。

特に、相談支援アドバイザー会議の報告については、皆さん、御意見、御質問あれ

ばいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

私も、市町村協議会の地域課題検討状況の概要というのを読ませていただきました。それぞれ取り組まれている内容が違って、しかも、これから起こるであろう、高齢者の問題とかも取り上げられています。

是非、アドバイザー会議のほうで、また、検討を深めていただいて、来るべき高齢障害者への支援課題等へも備えていただければと思います。是非、よろしくお願ひします。

他にありませんでしょうか。どうぞ。

梅村委員

各市町村の課題、各圏域の課題ということですが、スーパーバイザーとして、地域アドバイザー会議の場で意見を言わせていただいております。

同じような課題が、各圏域であるということと、圏域の格差があるということで、一つの課題を一つの圏域だけで議論するのではなくて、隣の圏域とか、一緒に広域で検討したり、勉強したりしていくという形をとっていかれると、県内の市町村格差、圏域格差が少なくなるんじゃないかなというふうな感じがいたします。広域で少し検討もできるんじゃないかなというふうに思っております。

高橋会長

その辺のことについて、いかがですかね。事務局のほうから。

立花課長補佐

はい。実は、この地域アドバイザー会議の中で、圏域をまたいで取り組まれた事例も報告されておまして、そういった情報交換をしながら、良い取組については、各アドバイザーさんを通じて、圏域にフィードバックさせていただきたいと思ひます。

高橋会長

よろしくお願ひします。他に、どうぞ。

鈴木委員

びあはうすの鈴木と申します。

虐待防止が始まって、一時保護の施設が、強度行動障害の方だったものですから、受け入れていただける施設がなくて、せつかく、この虐待防止条例ができたにもかかわらず、いざというときに、愛知県内に一時保護という形の施設ができていないことが不安だなあと。

これから、ものすごく虐待に敏感になっていかなきゃいけない部分があるのに、それに対する制度がどうなっているのかなという、ちょっと不安を感じたので、愛知県さんのお考えを聞かせていただけたら、ありがたいなと思うんですけど。

高橋会長

この報告事項と別のことですね。

鈴木委員

岡崎の圏域で、そういう実態があったんです。

高橋会長

分かりました。虐待対応に、県としては、どういうふうに動いているのか。いかがでしょうか。

立花課長補佐

虐待対応について、一時保護施設というものを、市町村のほうで手当していただくことになっているのですが、そういった虐待が起きる、起きないというのは、予測がつく話ではないものですから、なかなか、予算確保だとか、現実面での話では難しいところがございます。

それで、毎年、県のほうでは、入所施設に対して、虐待があったら、一時保護施設としての機能についても協力をしていただくような通知文を出させていただいております。そうはいつても、なかなか、直ぐに空きがあるわけでもないので、難しいところではございます。

次年度の地域生活移行推進部会の検討テーマでもあります地域生活支援拠点ですね。その機能としても、一つには、虐待の一時保護施設としての緊急的な対応を担うということも考えてはいいんじゃないかという御意見が、前回の地域生活移行推進部会では出ておりますので、そういったことも含めて、いろいろな手当の仕方を考えていかなければならないというふうに思います。

高橋会長

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、御意見もないようなので、これで終わらせていただきたいと思います。長時間にわたり、御質問、御意見をいただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、自立支援協議会を終わらせていただきます。